

第5回検討会に係る論点整理表

＜1 アンケート調査に関する意見＞

項番	第5回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・特に 330 時間以上支給決定されている方々の約6割近くが、支給量の不足を訴えており、その7割近くの方々がほぼ毎月不足している。支給時間数と希望時間数のクロス集計からも、今のサービスは本来必要とする支給量の約7割程度しか保障していないことが分かり、現在の定型の支給基準が重度障がい者の生活実態に合っていない。	田中委員(P3)
(2)	・不足時の支援を誰から受けているかという点、約4割近くが「家族」、「支援を受けずに我慢している」という状況。そして、受けられない支援は食事、排せつ、入浴、体位交換であり、生きることそのものに不可欠な活動に支障をきたしていることが分かる。ある意味、地域の重度障がい者の生存権が侵害されていると言っても過言ではなく、かなり深刻で放置できない状況。	田中委員(P4)

＜2 非定型の支給決定に関わる個別論点＞

【論点2】 必要な介護時間数の確認方法

項番	第5回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・(サービス等利用計画案の作成にあたって)日中活動系サービスを利用している方については、その事業所の職員とも連携をとっていくべき。	妻倉委員(P11)
(2)	・現状としては支給基準に沿った支給決定にしかない実態があるので、サービス等利用計画案を出す時点で支給基準に合わせた形になっている。(意見書は)支給基準にも触れていかなければ、相談員が本人の意向を尊重して作成すべきという書き方をしても、それに至らないのではないか。	窪田委員(P16)

【論点3】 市町村審査会の実施形態

項番	第5回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・ガイドラインがなくては常に個々が交渉しなければならず、あまりにも不安定ではないか。交渉する力や支援者の有無、区の担当者ごとの判断、色々な要素が絡み合って、安定的に必要な非定型の支給量を獲得することが難しいのではないか。また、ガイドラインを作成ことは行政や専門家の裁量権を制限するという意味合いもある。	田中委員(P11)
(2)	・ガイドラインを作成する委員会を立ち上げる必要があり、そこに障がい当事者の方々が多く加わらなければならない。	田中委員(P12)

(3)	・重度訪問介護は常時介護を要する状態にある方を対象とするため、24時間なら24時間を保障し、そこから必要ではない時間数を引き算して、残ったものが最低限必要な時間数と考える。非定型の場合は引き算方式のガイドラインを設定したほうが良いのではというアイデアを持っている。	田中委員(P12)
(4)	・一定のガイドラインをつくるということは、その人の基準ではなくて、一般化した経験値をどこかで考えることとなる。その基準値をつくることは計画的に定型になるのではないか。ある一定のグループに当てはめた時間数の考え方により、グループができあがるのであれば、それは定型以外の何ものでもない。なるべくグループができないような、いい加減なガイドラインをどうつくるかということを考えるべき。	竹田委員(P12)
(5)	・グループをつくるやり方に対して用心するというのは、全く同じ考えである。ガイドラインは基準ではなく、非定型を支給する、時間を決めるための考え方であり、必要のない時間を引いていくという考え方が良いと考える。	田中委員(P13)
(6)	・基準と呼ばないまでも、何らかの手引きはあったほうが良いと考える。その理由として、毎回、非定型案件についてゼロからのスタートで議論するのは非常に難しい。案件ごとの差が出てきたとき、なぜ差が出てきたのかということも問題になる。	土島委員(P17)
(7)	・定型基準の見直しについては、障がい当事者から広く意見を聴取するほか、障がい当事者の参画を持って見直しを進めるという言葉を追記すべき。	田中委員(P21)
(8)	・強度行動障がいのある方などについては、本人の命と安全を守るためにヘルパーが2人付かなければならないときもあることから、審査会などでは十分に理解してもらう必要がある。そのため、知的・精神分野の支援の実態に詳しい人が審査会に入る必要がある。	山本委員(P25)

【論点4】一時的な時間数増への対応

項番	第5回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・一時的な支給量が増加する状況として、本人の障がいの重度化により通所、就労することができない場合もある。障がいの状況が重度化した場合に支給量を増やしてもらわなければ、重度障がい者は生きていけない。	小山内委員(P5)
(2)	・一時的な支給量が増加する状況として、本人の疾病だけではなく、一時的な障がいの重度化はある。疾病「等」を入れるほか、一時的な本人の障がいの重度化というのを入れても良いのではないか。	小谷委員(P10)

<3 重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討に関する論点>

【論点2】重度訪問介護の公平な支給決定

項番	第5回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・決定支給量を年間の時間数にすることも検討する必要がある。支給量を1ヶ月で考えても色々なことが起こるので、1年間で何時間とどのように決めたほうがよいのではないか。	小山内委員(P5)
(2)	・定型の加算要件などの基準について、本当に適当なのかということを見直していかなければ定型自体の問題は常につきまとうていくのではないか。	竹田委員(P20)

【論点3】重度訪問介護の利便性

項番	第5回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・意思疎通だけでなく介護方法を介助者が医療関係者に教えなければならない。障がいによっては危険な事例が発生している点を伝えることも札幌市から国に要望することが必要。	小山内委員(P5)
(2)	・重度訪問介護における入院時の意思疎通支援の対象者について、区分6だけではなく、範囲を広げて欲しいと考えており、札幌市からも国に要望していくことが必要である。	太田委員(P17)

【論点6】地域で安心・安全に暮らすことができる環境整備

項番	第5回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・重度障がい者の災害時支援の検討にあたり、消防、警察とも連携すべき。また、検討する際は障がい別に集めた障がい当事者と介助者の意見を重視することが必要。	小山内委員(P6)
(2)	・災害時支援では小学校や中学校が避難場所になるため、重度障がい者の災害時支援の検討にあたっては、教育委員会も含めるべき。	岡本委員(P18)

<4 検討会に関すること>

項番	第5回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・本検討会は1回目の話し合いであり、非定型を取り入れながら、第2、第3の問題が出てくるので、この話し合い(検討会)はもっと続けなければならない。	小山内委員(P7)
(2)	・今回の検討会のみで、重度障がい者が生活していく上での問題が全て解消されるわけではない。違う形になったとしても、特に人材不足の課題等について話し合う、同じような検討会の場が設けられるべき。	小谷委員(P10)